



掘削工事、解体工事、増改築工事などをされる皆様へ KITAGAS

# ガス管損傷防止のお願い!!

工事着手前  
には

## 北海道ガス 工事照会窓口へ!!

# 0134-32-0931

### 北海道ガスでは

- ガス管位置の調査
- 管にガスが通じているかどうかの確認
- 不要なガス管の撤去
- 必要に応じて工事の際の立ち会い

その他工事上の注意点について  
ご説明いたします。

ガス管の撤去・移設が必要な場合などは、  
費用負担をお願いします。



建設・土木工事をする場合には、事前に埋設物の確認や埋設物管理者との協議が必要です。事故防止のために事前照会を!

《事故防止のための関係法令》(抜粋)

○道路法：施行令 第13条の六、施行規則 第4条の4の5

○建築基準法：施行令 136条の3

○建設工事公衆災害防止対策要綱：(土木工事編)第34条、第35条、第36条(建築工事編)第16条、第17条

○労働安全衛生規則：第194条、第362条、第363条

○ガス事業法：(ガス工作物の技術上の基準を定める省令)第55条

### 【窓口】付近見取り図



北海道ガス(株)小樽支店

工事照会は下記の窓口において下さい。  
午前9時～午後5時まで(土・日・祝日休み)

#### 【所在地】

小樽市入船町4丁目33番1号  
北海道ガス(株)小樽支店保安センター

#### 連絡先

TEL.0134-32-0931  
FAX.0134-29-2207

# ミーティングでガス管位置、状態を確認してください。



事故防止の  
ポイント

- ポイント1  
ガス管位置の確認
- ポイント2  
ガス管付近の掘削は、手掘りで
- ポイント3  
作業者への徹底(指示・指導・情報共有)
- ポイント4  
撤去・移設工事はガス事業者へ依頼
- ポイント5  
敷設位置はガス管との離隔距離を考える

◎無断で撤去・移設工事を行った場合、法令により処罰の対象になります。

## 最近多発しているガス管損傷事例

事例1

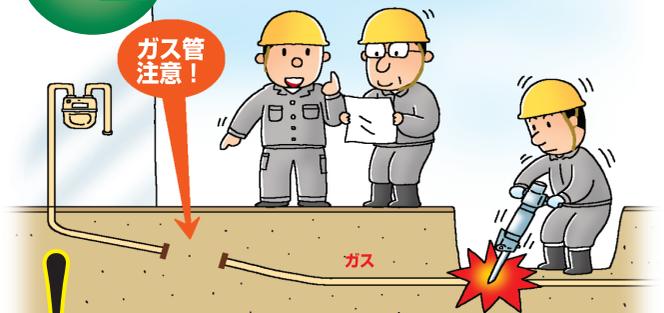
屋内改装工事中に水道管とガス管を間違えて切断してしまった。



事前にガス管の有無・位置  
についての確認をする。

事例2

敷地内を掘削中に機械でガス管を損傷してしまった。



ガス管の位置・埋設深さにも注意する。

事例3

建物の解体工事でガス管を損傷してしまいました。

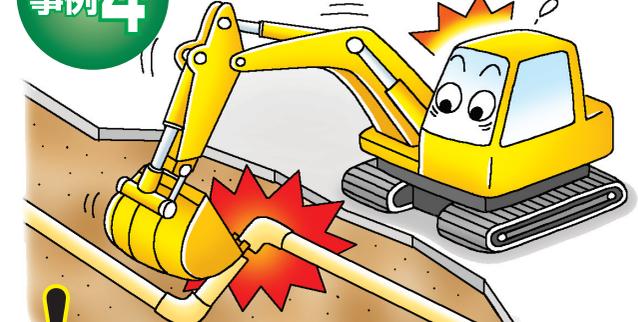


解体工事等の前にはガス管を撤去する。

- 建物によっては都市ガスとプロパンガスの併用の場合もあります。
- 都市ガス用メーターがなくても建物内、敷地内にガスが通じている場合があります。

事例4

機械で掘削中、ガス管を損傷してしまいました。



ガス管周辺 50cm 以内の掘削は必ず手掘りによる確認をする。

少しでもガス臭い場合、ガス管を傷つけてしまった場合

すぐに北海道ガスまでご連絡下さい！

ガス漏れ通報専用電話 ナビダイヤル

**0570-009190**

ナビダイヤルをご使用になれない場合 ☎ 011-792-8100  
(一部のIP電話のご利用など)

ガス漏れ通報：24時間受付